		1．令和5年度就学援助制度の実施について																																		
		1．就学援助制度の周知方法																																		
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）							（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校単位の入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の当初に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・ケースワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒に入る世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請を受け付けた際、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けており、申請を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け付け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者がイ．以外も含む教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかわらず、全員が学校または教育委員会に提出	キ．その他		ア．自ページ内でわかりやすいタイトルや目次を工夫して使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語版の申請書を作成	カ．その他	
20	26	20	0	0	7	10	13	23	1	2	5	1	1	4	20	1	2	2	13	6	8	0	0	0	1	1	14	0	9	7	2	6	6		
山梨県	甲府市	○	○	○			○	○			○	自治体の大型ビジョンにて放映、甲府市公式LINE・Facebook・Twitterにて配信			○						○						○		○					新小学校1年生及び新中学校1年生については、各家庭へ教育委員会より書類を郵送、住民票については、就学援助の該当有無にかかわらず、全児童生徒を対象として書類を渡し、制度を周知している。
山梨県	富士吉田市	○						○							○				○										○	○		○			
山梨県	都留市	○	○		○	○		○							○				○								○								
山梨県	山梨市	○	○		○		○	○							○						○						○		○						
山梨県	大月市	○			○			○							○				○								○								
山梨県	韮崎市	○		○				○							○				○	○															
山梨県	南アルプス市	○			○		○	○							○				○										○						
山梨県	北杜市	○		○				○							○				○								○								
山梨県	甲斐市	○	○		○		○	○							○				○								○								
山梨県	笛吹市	○		○			○	○							○				○								○		○						
山梨県	上野原市	○					○	○							○						○						○		○						
山梨県	甲州市	○				○	○	○							○				○										○	○		○		全児童生徒の家庭へ紙媒体にてお知らせや申請書を配布している。
山梨県	中央市	○			○			○							○						○						○			○	○				
山梨県	市川三郷町	○				○		○			○	新小学1年生には、就学時健康診断の結果通知に同封し配布		○							○									○		○			
山梨県	早川町										○	当町は義務教育学校に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施していらため、就学支援制度は導入しておりません。					○	当町は義務教育学校に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施していらため、就学支援制度は導入しておりません。																
山梨県	身延町	○					○	○							○				○											○					
山梨県	南部町			○		○	○	○	○					○						○															
山梨県	富士川町	○				○		○							○					○							○								
山梨県	昭和町	○						○			○	自治体から入学前に就学援助制度の書類を郵送			○				○										○	○			○	ポルトガル語のお知らせ（就学援助の内容や申込書の記入例等）を作成し、必要に応じて学校から保護者へ配布している。
山梨県	道志村	○	○			○	○			○				○						○							○			○					
山梨県	西桂町					○		○		○					○					○							○			○					
山梨県	忍野村	○				○	○	○							○				○														○	全保護者に書類を配布	
山梨県	山中湖村							○					○							○													○	中標榜と自治体のため、学校にての周知を図ります。	
山梨県	鳴沢村	○		○	○	○								○					○														○	当村では入学説明資料と同封し必ず配布しているため、周知不足の問題は発生していないと考えます。	
山梨県	富士河口湖町			○				○							○						○						○								
山梨県	小菅村						○									○					○														
山梨県	丹波山村										○	無償化のため就学援助制度を実施していない					○	無償化のため就学援助制度を実施していない							○	無償化のため就学援助制度を実施していない									
山梨県	河口湖南中学校組合			○		○	○	○							○						○						○								

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにこの）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品などの費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 6月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（説明会時がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者宛へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エにOをした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給後に転居へした場合の対応など、事務量増加するから	エ. （入学前支給と）重なる母子保健の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
20	26	16	1	8	1	1	1	2	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	13	0	5	2	7	7	5	0	0	0	3	1	1	2	1	1	1	1	2	3
山梨県	甲府市	○							○											○		○	○	○																
山梨県	富士吉田市	○							○										○											○									
山梨県	都留市	○							○											○		○	○		○	○													
山梨県	山梨市	○							○											○				○	○	○													
山梨県	大月市	○							○											○					○														
山梨県	韮崎市	○							○											○				○															
山梨県	南アルプス市	○							○										○			○			○	○													
山梨県	北杜市	○							○											○				○	○														
山梨県	甲斐市	○							○										○						○														
山梨県	笛吹市	○							○											○				○															
山梨県	上野原市	○							○											○				○															
山梨県	甲州市	○							○											○		○				○													
山梨県	中央市	○							○											○		○			○														
山梨県	市川三郷町	○							○											○						○					○	就学時健康診断の結果通知に同封し配布							
山梨県	早川町			○																																○			当町は義務教育諸等に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施していたため、就学支援制度は導入しておりません。
山梨県	身延町						○	就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の家庭者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため、　　※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。																															
山梨県	南部町			○																															○				
山梨県	富士川町			○																																○			
山梨県	昭和町	○							○											○										○									
山梨県	道志村		○								○																												
山梨県	西桂町			○																														○					
山梨県	忍野村			○																																		○	4月末の受付のため入学前の支給が間に合わず
山梨県	山中湖村			○																																		○	教育費用の確定が年度であるため。
山梨県	鳴沢村			○																															○				
山梨県	富士河口湖町	○							○											○				○						○									
山梨県	小菅村			○																														○					
山梨県	丹波山村				○			無償化のため就学援助制度を実施していない																															
山梨県	河口湖南中学校組合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童分その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)（1）のカの内容	<中学校> ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校> ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初年（入学式前）	<中学校> ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に伴う負担が増えるなど、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化と保育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)（5）のエ及びオの内容	5．実対象児童等の認定について（重複可） (1)　当てはまるもの1つに○ ア．従前より実対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を設定し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度により対応	オ．新たに認定基準等を設定することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)（1）のキの内容
20	20	16	1	8	1	1	3	4	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	12	0	2	1	1	1	1	2	8	1	16	1	1	1	2	2
山梨県	甲府市	○							○											○										○						
山梨県	富士吉田市	○							○										○									○								
山梨県	都留市	○							○											○										○						
山梨県	山梨市	○							○											○										○						
山梨県	大月市	○							○											○								○								
山梨県	韮崎市	○							○											○										○						
山梨県	南アルプス市	○							○										○											○						
山梨県	北杜市	○							○											○										○						
山梨県	甲斐市	○							○										○										○							
山梨県	笛吹市	○							○											○								○								
山梨県	上野原市	○							○											○										○						
山梨県	甲州市	○							○											○										○						
山梨県	中央市	○							○											○										○						
山梨県	市川三郷町	○							○											○								○								
山梨県	早川町			○																					○		当町は義務教育学校に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。							○	当町は義務教育学校に対し、町単で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。
山梨県	身延町						○	就学援助制度とは別に、本町に住所を有する児童生徒の家庭者に対して、小中学校等に入学する前年度に入学支度金を支給しているため。　　※ただし、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることを要件とする。																			○								
山梨県	南部町			○																			○					○								
山梨県	富士川町			○																				○						○						
山梨県	昭和町	○							○											○													○			
山梨県	道志村		○								○																			○						
山梨県	西桂町			○																		○										○				
山梨県	忍野村			○																						○	4月末の受付のため入学前の支給が困難なため			○						
山梨県	山中湖村						○	前年度所得の確定が6月であるため。																						○						
山梨県	鳴沢村					○																									○					
山梨県	富士河口湖町	○							○											○										○						
山梨県	小菅村			○																		○								○						
山梨県	丹波山村				○			無償化のため就学援助制度を実施していない																										○	無償化のため就学援助制度を実施していない
山梨県	河口湖南中学校組合						○	管下の学校1校のため、該当しない（構成町村より支給される）。																						○						

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる事業保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村税関係各税課税額に関する係数（倍率）		（6）（3）でチと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	（1）令和5年4月以降、事業保護の認定	（2）（1）にてイア、反映させる（動かす）認定基準に変動									
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村が独自に課税	ウ. 市区町村が独自に免税	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 労災保険の支給	キ. 授業料の無償または減額	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 修学旅行費の減免	コ. 認定就学援助の減免	サ. 学校納付金の長い者、給食費が長い者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が非常に厳しと認められるもの	シ. 給食の提供による食日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が厳しと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に事件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場、1.15倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して掛を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場（394万円）、1.15倍（455万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ. 特別支援教育就学奨励費に関する補助金に一定の係数を掛けたもの（例：奨励費の1.3倍、1.15倍（例はコメント欄参照））	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を固定額に一定の係数を掛けたもの（例：課税者個人住民税額10倍、1.5倍等）（係数および安額を（5）に記入してください。）	テ. その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			ア. 基準額が変動しない場合（認定基準に変動）	イ. 基準額が変動する場合（認定基準を修繕）	ウ. （1）にてイア、反映させる（動かす）認定基準に変動した場合、生活保護基準単価の影響がさほど発生しないと想定されるため、対応していない（事業保護費が増額の影響を受ける所帯数の多寡保護者がいない等）	エ. 生活保護基準単価の影響が生じないと想定されるため、対応していない（事業保護費が増額の影響を受ける所帯数の多寡保護者がいない等）	エ. その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、反映させない		
																																	年	月	令和4年度
20	21	22	23	21	23	22	24	3	3	14	22	5	5	10	10	2	1	2	0	14	5	0	14	0	1	2	0	1	0	0	0	2	2	
山梨県	甲府市																○				13					○						平成25	4	10%未満
山梨県	富士吉田市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○			12													15%未満
山梨県	都留市	○	○	○	○	○	○				○									○			教育長が、就学援助が必要と認める者。											15%未満
山梨県	山梨市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																			10%未満
山梨県	大月市	○	○	○	○	○	○			○	○				○																			15%未満
山梨県	韮崎市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			生活が極めて困難であると教育委員会が特に認めた者											10%未満
山梨県	南アルプス市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																			10%未満
山梨県	北杜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
山梨県	甲斐市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			教育委員会が特に必要と認めた世帯											10%未満
山梨県	笛吹市	○	○	○	○	○	○							○						○			上記に該当する項目がないが生活が困窮している											15%未満
山梨県	上野原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者。											10%未満
山梨県	甲州市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			12													10%未満
山梨県	中央市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○														15%未満
山梨県	市川三郷町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	12		失業・休業・災害・病気等その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に困窮している場合、民生委員等の所見をもとに地教委の判断により認定する			○						平成24	4	15%未満
山梨県	早川町																			○			当町は義務教育世帯に対し、有償で「義務教育費無償化」「給食費無償化」を実施しているため、就学支援制度は導入しておりません。											0%未満
山梨県	身延町	○	○	○	○	○	○				○									○			特別な経済的理由で就学困難と教育委員会が認める場合。											0%未満
山梨県	南部町	○	○	○		○	○			○	○									○			国民年金法に基づく国民年金掛金の減免世帯 民生委員、児童委員及び学校長が生活状態が悪いと認めた世帯											10%未満
山梨県	富士川町	○	○																															10%未満
山梨県	昭和町	○	○	○	○	○	○			○	○			○																				10%未満
山梨県	道志村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					15			○				○						10%未満
山梨県	西桂町	○	○	○	○	○	○				○			○																				10%未満
山梨県	忍野村	○	○	○	○	○	○				○									○			その他教育長が就学援助が必要と認める者											5%未満
山梨県	山中湖村	○	○	○	○	○	○				○									○			その他教育長が、就学援助が必要と認める者											5%未満
山梨県	鳴沢村	○	○	○	○	○	○				○																							5%未満
山梨県	富士河口湖町	○	○		○	○	○				○																							10%未満
山梨県	小菅村	○	○		○		○													○			・世帯厚生資金による貸し付けを受けたもの ・上記以外のもので、失業・休業・災害・病気その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると教育委員会が認めたもの											0%未満
山梨県	丹波山村																			○			無償化のため就学援助制度を実施していない											0%未満
山梨県	河口湖南中学校組合	○	○		○	○	○				○																							10%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無										(2) 学用品費												(3) 入学児童生徒学用品費等												(4) 通学費												(5) 修学旅行費										(6) 補足事項
		費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	
20	26	26	2	2	3	3	3	20	20	0	2	24	1	1	2	2	2	21	21	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	25	16	16	7	7	7	2	2	1	4	9
山梨県	甲府市	○			○	13,900	7,919					○						○	54,080													○	○	45,284								
山梨県	富士吉田市	○						○	11,420			○						○	20,470													○	○	33,909								
山梨県	都留市	○						○	13,270			○						○	40,600													○	○	35,453								学用品費(1年生のみ):11,100円
山梨県	山梨市	○	○	13,000								○						○	54,080													○	○	43,270								
山梨県	大月市	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	27,333								
山梨県	韮崎市	○						○	13,650			○						○	40,600			○	○	9								○	○	44,901								通学費-医療費:令和4年度実績なし 学用品費:1年:11,420円、2~6年:13,650円 修学旅行費:対象経費の実費分を支給額としている。
山梨県	南アルプス市	○						○	13,650			○						○	40,600													○			○	21,490	10,590					
山梨県	北杜市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660				支給平均額は令和5年度予算に対した単価。	
山梨県	甲斐市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660					
山梨県	笛吹市	○						○	※			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660					※学用品費等　1学年:11,630円、その他の学年:13,900円 ・令和4年度給食費、10月～3月まで無償化 ・修学旅行費・校外活動費は R5予算単価
山梨県	上野原市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	54,000								令和5年度予定	通学用品費は第1学年を除いて支給している。
山梨県	甲州市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	49,863									医療費支給実績なし。 学校給食費支給実績なし(学校給食費無償化のため)。
山梨県	中央市	○						○	14,780			○						○	19,900													○	○	51,600									学用品費については、1年生12,610円、他学年14,780円　割合は1年生10%、他学年90% 就学旅行及び学校給食費については、令和5年度予算計上単価を記載。 医療費については、市負担の子ども医療費助成制度により自己負担窓口無料のみ、実績なし。
山梨県	市川三郷町	○						○	※			○						○	9,950													○	○	31,619									学用品費:1年生8,305円、2~6年生7,360円。医療費について、本町では18歳の最初の3月31日まで医療費の窓口無料化を行っているため、対象費目だが実績なし。
山梨県	早川町																																									
山梨県	身延町	○						○	3,300																							○	○	0						○	実績なし	校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)は昨年度支払いが発生しなかった為、0円になっています。 修学旅行費の内、町外の学校へ就学している世帯は補助金の対象にならないので、就学援助の支給対象にならるが、昨年度は支給が発生しなかった為、0円になっています。
山梨県	南部町	○						○	11,000			○						○	19,900													○			○	36,000	36,000					
山梨県	富士川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660					
山梨県	昭和町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	47,593									
山梨県	道志村	○			○	11,630	11,630					○			○	27,030	27,030															○			○	22,690	22,660					
山梨県	西桂町	○						○	11,000			○						○	19,900													○						○	20,600			
山梨県	忍野村	○						○	13,900			○						○	62,690													○	○	23,682								
山梨県	山中湖村	○			○	11,520	11,520					○			○	50,600	50,600															○	○	23,900								学用品費について2~6学年は上限13,770円。
山梨県	鳴沢村	○						○	13,900			○						○	11,630													○						○	21,890			
山梨県	富士河口湖町	○						○	13,900		1年生のみ11,630	○						○	54,080													○	○	33,364								
山梨県	小菅村	○	○	6							支給実績なし	○	○	0																		○	○	0							支給実績なし	
山梨県	丹波山村																																									
山梨県	河口湖南中学校組合																																									

| 都道府県 | 市町村名 | 2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |